

南海トラフ地震に関する緊急時の対応について

- 1 南海トラフ地震注意情報が発表されたり、警戒宣言が発令（南海トラフ地震予知情報が発表）された場合は、授業を行わない。
 - （１） 在宅時は、登校しない。
 - （２） 登下校時は原則として帰宅する。
（ただし状況によって学校又は最寄りの避難地に避難する。）
 - （３） 登校後は、学校の指示に従い速やかに下校する。
- 2 学校の再開は、以下のようにする。ただし、交通機関・通信手段の途絶などにより登校できない場合は、安全が確認できるまで登校しなくてよい。
 - （１） 南海トラフ地震注意情報（注①）の解除情報が発表された場合は、翌日から再開する。
 - （２） 警戒宣言発令以後に「地震災害に関する警戒解除宣言」（注②）が発せられた場合（南海トラフ地震予知情報（注③）の解除情報が発表された場合）は、翌日から再開する。
 - （３） 南海トラフ地震等大規模地震が起きた場合は、学校から連絡があるまで待機とする。
- 3 学校への連絡について
南海トラフ地震等大規模地震発生後は必ず学校へ被災状況等を連絡する。その際は、災害用伝言ダイヤル「１７１」等を使用する。（注④）

■災害用伝言ダイヤル「１７１」の録音方法

１ ７ １ → １ → （ # # # ） # # # - # # # # → 録音

ガイダンス ガイダンス 自宅の電話番号等 ガイダンス

災害用伝言ダイヤル「１７１」の再生方法

１ ７ １ → ２ → （ # # # ） # # # - # # # # → 再生

ガイダンス ガイダンス 自宅の電話番号等 ガイダンス

注① 「南海トラフ地震注意情報」は、

南海トラフ地震の前兆現象の可能性が高まったと認められる場合、気象庁より発表される。

注② 地震災害に関する警戒解除宣言（大震法第9条）

警戒宣言を発した後、南海トラフ地震発生のおそれがなくなつたと認めるとき、発せられる宣言。

注③ 南海トラフ地震予知情報は、

南海トラフ地震が発生するおそれがあると認められる場合、気象庁より発表される。（警戒宣言は、南海トラフ地震予知情報とほぼ同時に、内閣総理大臣より発令される。）

注④ 災害用伝言ダイヤル「171」は、

警戒宣言発令前の段階から提供される（未定）。

※ 使用法及び活用法の詳細は、N T Tハローページを参照のこと。